

防人衛第4669号  
25.3.29

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

衛生監  
(公印省略)

健康診断の結果及びこれに基づいて採った事後措置の記録の保存  
について(通知)

健康診断の結果及びこれに基づいて採った事後措置(以下「健康診断結果等」という。)については、防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「訓令」という。))第18条第1項において、健康管理者が適正にこれを記録し、保存する旨規定されているところである。

この保存の規定の考え方について、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)(以下「人事院規則」という。)においては、一般職国家公務員に対し実施した健康診断結果等についての統一的な保存期間が示されているところである。

については、貴職においても、離職した職員の健康診断結果等の記録の保存に係る同規定の運用に当たっては、人事院規則第25条第3項の規定による一般職国家公務員の例により、適正な保存の措置を講じられたい。

なお、訓令第18条の3に規定する特定緊急作業従事者であった職員の記録については、人事院規則における「放射線に被ばくするおそれのある業務」の例により保存期間を設定されたい。

添付書類：人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)(抄)

人事院規則 10 - 4 ( 職員の保健及び安全保持 ) ( 抄 )

( 健康管理の記録 )

**第二十五条** 各省各庁の長は、健康診断又は面接指導の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、人事院の定めるところにより、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

2 ( 略 )

3 各省各庁の長は、第一項の記録をその職員の離職した日から起算して五年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる業務に従事したことのある職員に係る記録については、当該職員の離職した日から起算して当該各号に定める期間保存するものとする。

一 別表第二第一号に掲げる業務のうち、石綿に係るもの 四十年

二 別表第二第一号に掲げる業務のうち、別表第二の二第二号 1 から 30 までに掲げる物質に係るもの 三十年

三 別表第二第三号に掲げる業務 七年

四 別表第三第二号に掲げる業務 三十年

**別表第二 特定有害業務 ( 第十六条、第二十五条、第二十六条関係 )**

一 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

1 ~ 4 2 ( 略 )

4 3 石綿

4 4 ~ 5 1 ( 略 )

二 ( 略 )

三 粉じんを著しく発散する場所における業務

四 ~ 十二 ( 略 )

**別表第二の二 特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間 ( 第十六条、第二十五条関係 )**

記録書	保存期間
一 ( 略 )	( 略 )
二 特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	( 略 )
1 クロム酸及びその塩	
2 重クロム酸及びその塩	
3 ベリリウム及びその化合物	
4 砒素及びその化合物	
5 ベンゼン	
6 アルファ - ナフチルアミン及びその塩	

7	オルト - トリジン及びその塩	
8	ジアニシジン及びその塩	
9	ジクロロベンジジン及びその塩	
10	マゼンタ	
11	オーラミン	
12	パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン	
13	三・三 - ジクロロ - 四・四 - ジアミノジフェニルメタン	
14	ベンゾトリクロリド	
15	塩化ビニル	
16	コールタール	
17	エチレンイミン	
18	ニッケル化合物	
19	ニッケルカルボニル	
20	クロロメチルメチルエーテル	
21	ベータ - プロピオラクトン	
22	エチレンオキシド	
23	ホルムアルデヒド	
24	一・一 - ジメチルヒドラジン	
25	酸化プロピレン	
26	インジウム化合物	
27	エチルベンゼン	
28	コバルト及びその無機化合物	
29	クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物（ただし、クロム酸又はその塩の含有量が一パーセント以下のものを除く。）	
30	重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物（ただし、重クロム酸又はその塩の含有量が一パーセント以下のものを除く。）	
三	（略）	（略）

**別表第三 特別定期健康診断を必要とする業務（第十九条、第二十条、第二十五条、第二十六条関係）**

- 一 （略）
- 二 放射線に被ばくするおそれのある業務
- 三～九 （略）